



新規創業される方に助成金を交付し、起業を応援します！

令和7年4月 魚津市商工観光課

魚津市創業者支援事業助成金のご案内

TEL0765-23-6195

要件	<p>少なくとも以下の①～②全てに該当すること</p> <p>①魚津市内において新規創業する予定(創業後含む)であり、3年以上事業を継続する見込みのあること。</p> <p>②市税等を滞納していないこと。</p> <p>ただし、以下の事業は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業 ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業 ・事業承継により開始する事業 ・フランチャイズ契約に基づく事業及びそれに類する事業 ・常時1人以上のスタッフが配置されない事業(スタッフには事業主も含む) ・1週間の営業日数が平均して3日以下である事業 <p>詳しくは商工観光課にお問合せください！</p>	
助成金の種類	<p>どちらかを選択(ただし、下段の助成金との併用可)</p>	
	☆改装助成金(自己所有物件も可)	☆奨励金
助成金額	対象経費(※1)の1/2(上限100万円)	20万円
助成額の加算	<p>【要件】</p> <p>事業主もしくは法人の代表者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「40歳未満」の場合 10万円 加算 ・「特定創業支援事業を受けた事業(※2)」の場合 10万円 加算 ・「40歳未満」かつ、「市外から魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域内(※3)に転入し、住民登録を行った日から2年以内」(UIJターン)の場合 10万円 加算 <p>【加算の上限】</p> <p>30万円、もしくは、改装助成金を利用している場合は、 【(対象経費×2/3) - (助成金額)】のいずれか少ない額</p>	
申請の流れ (わく囲み部分が申請者の係る部分)	<p>認定申請 → 書類審査 → 対象認定 →</p> <p>改装工事 → 現地確認 → 交付申請 → 助成</p>	<p>認定申請 → 書類審査 → 対象認定 →</p> <p>現地確認 → 交付申請 → 助成</p>
認定申請期限	改装工事着工前	営業開始初日から3か月以内
併用可能な助成金	<p>★貸店舗賃助成金</p> <p>要件：「40歳未満」の方が、「魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域(※3)」にある貸店舗で創業する場合</p> <p>助成金：賃料の1/3(上限20万円、営業開始初日の属する月から12か月分が対象)</p>	

(※1) 既存設置物撤去費、持ち運びできる対象物の購入費、消費税は、補助対象となりません

(※2) 特定創業支援事業：魚津市創業支援等事業計画に位置付けられた事業

(※3) 「魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域」は裏面の地図をご参照ください。

認定申請時提出書類 ⑤～⑩は写しで構いません。

- ①認定申請書 ②事業計画書 ③魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
- ④市税等納付状況確認同意書 ⑤生年月日がわかる身分証明書
- ⑥開業届または商業法人登記簿(創業後の場合)

改装助成金の場合は⑦・⑧、UIJターン加算の場合は⑨、貸店舗賃助成金の場合は⑩も必要です。

- ⑦改装工事見積書 ⑧工事内容のわかる図面・工事前の写真等
- ⑨戸籍の附票の写し(本籍地の市区町村役場にて、ご請求ください。) ⑩貸店舗等の賃貸借契約書

<魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域>

枠線の内部が居住誘導区域になります。

